JIA news kinki

翔

syo

no.107/2008

夏号

CONTENTS

特集

「京都市の新景観制度」 道家駿太郎 2

連載

「和のこころ」 坂田宗大 6

「JIAデザイントーク」 正井 徹 森村政悦 8

「建築家の視点」 畑山正勝 11

「都市点描」 谷 祐治 13

「住宅部会通信2008」 杉元孝治 14

情報

新入会員紹介

編集後記 一尾晋示 15

特集（別添資料） 道家駿太郎 16

京都市の新景観制度

道家駿太郎
（京都地域会会長）
（大阪工業大学工学部空間デザイン学科教授）

京都市の新景観制度が施行されてほぼ1年近く経とうとしている。この間、建築基準法の改悪による建築確認手続きの混乱に加え、京都市では新景観制度の発足も加わり、かなりの混乱をもたらしたことは疑いない。しかし旧市街地や歴史的景観を保持すべき環境において、資本の論理で高層マンションを造り、地域住民の生活を考えずに売り逃げするような、環境・空間の投機対象化の動きについて、新景観制度ではかなり押さえ込むことが出来たと思われる。これで、やっと京都市民や建築家が、将来に向けて永く続く町並の在り方を議論・実践する土台が出来たと言えよう。そこで、会員の皆様に京都の景観制度の背景や制度の概要、そして課題改善への京都会の取組などについて報告したい。

新景観制度発足までに、京都市では既に多くの制度が作られ、市民や建築家が対応してきた歴史がある。その歴史や背景について少し解説し、なぜこの様な厳しい制度が出来たかを見ていきたい。

1．京都市の景観制度の歩み

京都市の景観制度は日本の景観制度の歩みそのものと言っても過言でない。

日本で最初に景観制度の一つである風致地区、美観地区の制度が設けられたのは大正8年(1919)であるが、京都市ではその11年後の昭和5年に風致地区指定を行っている。戦後になると、屋外広告物法、古都保存法などが制定され、いち早くそれらに対応する条例制定や地区指定を行うなど景観に関する制度を導入してきた。

高度経済成長期に都市の高度利用が叫ばれる中、昭和45年に建築基準法の改正が行われ、絶対高さの制限が撤廃されたが、京都市では昭和47年に市街地景観条例の制定、美観地区・巨大広告物規制地区の創設・特別保全修景地区制度の創設などその後の全国で取り組まれる市街地景観制度の枠組みともなる制度を作り上げた。特に特別保全修景地区制度は後に伝統的建築物群保存地区制度の下敷きになるなどの先進的制度である。又、昭和48年には高度地区による高さ制限（10m～45m）を行うなど市街地景観を重視した施策が次々と進められてきた。

昭和の終わりから平成にかけて、いわゆる京都ホテル（高さ60m）問題が起こり、市民の中でも京都市街地の景観に関する関心が高まったことをうけて、まちづくり審議会で市街の方向性が打ち出された。京都の北部については保全を基本とし、旧市街を職住共存地域として都心再生地域、京都駅南の南部地域を新しい都市機能を集積する地域、京都駅を中心とする地域は両地域のバッファー地域と位置づけ、それら地域に対応して高さの制限や土地利用の在り方を変えている。

平成7年にこれらの方針を踏まえて市街地景観条例の全面改定が行われ、都心部がほぼ全域美観地区に指定されたほか、周辺部の山林には自然風景保全条例による規制がかけられるなど、京都市内の多くの地区に景観的な網がかけられることになった。加えて各制度の中で地区の拡大や規制も強化されるなど、市街地景観を誘導する土台が作られた。

2．新景観制度制定の背景及び制定経過

その後、都心部の町家による京都らしい景観保存のために、各種のガイドプランや計画が進められ、都心の景観保存の動きも高まり始めていた。町家の評価も高まって、町家を活用した店舗や飲食店も多く見られる。一方、バブル崩壊後の地価の下落や住居の都心回帰の流れを受けたこと、建築基準法の斜線制限緩和などもあって、旧市街地を中心とする都心部に45mの高層マンションが林立する事態が生じ、京都らしい景観が急速に失われてしまった。

これらの状況に危機感も強まり、各界から景観を保存するための動きも強まった。特に日本建築学会が特別研究委員会を設置し、3年間にわたって全国の景観に関係する研究者を結集して様々な側面から研究が行われ、京都市に対して緊急提言を行うと共に、国に対しても京都の景観が単に一地方、一都市の問題では無く、全国的課題であることを訴えてきた。

京都市では平成13年に「都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」を設置しこれらに対処する検

討と対策を始めた。

急速な市街地の変貌に対し、平成15年には旧市街地の職住共存地区に係わる都市計画の変更が行われ高度地区の強化などが進められるなど、一応の対策は取られたが、都心部のマンション建設は止まらなかった。

国に於いても平成15年に美しい国づくり政策大綱、16年に景観法が制定され、京都の景観問題はまさに国の根幹にも係わる問題としての認識が進んだのである。

京都の文化的役割は一地方都市の問題では無く、国家的目標としての日本文化を創成する場として、京都が伝統的日本文化を担い発展させると共に新たな日本文化の創造を担うことが求められているのである。

しかし京都の景観は市民の経済活動にも直結する課題である。加えて市街地景観を醜悪にしている林立する電柱や空中線の撤去、橋や道路のデザインなどの改善には多大な予算を伴うものであり、地方財政で賄うには無理であって国の支援が不可欠である。

この様な背景の中で京都市民が取るべき道として、改めて京都が日本文化を後世まで担う決意を表明したものが、「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の設置及びその提言が今回の新景観施策となっている。

「京都市は国にとって大切であるから多くの国費を投入しろ。しかし京都市民は地価や都市の利便性から生まれる経済的便益を制限無く得たい。」と言った論理は通じないのは当然である。京都らしい景観を維持し造り上げるためには建築活動に制約が係るのは当然のことで、その様な制約を前提として文化を守る活動を全国的に負担して貰う。その様な考え方も「京都の創成」の背景にあると言えよう。

また、京都市街地の建築物、特に町家などの伝統的建築物は現在の建築基準法の枠内では保存できないのは明白なので、本来であれば京都の市街地建築物に対する特別法の制定や建築特区などまで進めるのがこの「京都の創成」の理念に含まれると主張したいところである。

3．新景観制度の内容

新景観制度は6つの内容に分けられている。

第1に高度地区の強化により、都心部の高さを31ｍに押さえ、周辺の山ろく部に向かってなだらかに低くなるように指定されたこと。

第2に今までの美観地区、建造物修景地区に加え、新たに美観を誘導する美観形成地区を定めると共に、対象地区の範囲を広げたこと。加えて、そのデザイン基準を地区の特性に合わせてきめ細かく定めたこと。また従来は特別な地区を除き、低層や小規模建築については届出・許認可等の対象から除外していたが、一部を除き全ての建築物を対象としたこと。

第3に今までの風致地区の指定を拡大し、特に世界遺産周辺部の市街地に拡大して指定を追加したこと。

第4に日本における初めての試みとして眺望景観の保全のための制度を創出したこと。特に市民共通の景観資源となっている大文字山や送り火について、見晴らしの良い視点場からの眺望を確保することや、大文字山から見渡せる範囲の建築物に対し景観的配慮を求めたこと。この制度により京都盆地のほぼ全域が対象になり、平屋の建物も含めほぼ全ての建築が何らかの形で届出や許可を必要とするようになった。

第5に広告物の規制を強めたこと。色彩や大きさに対する規制は以前から設けられていたが、より強化され、屋上の広告塔や看板については設置出来なくなり、電飾広告も制限を受けることになって、古都ローマのような広告物の少ない景観が目指されている。

第6に京町家などで良好な建築物を重要景観建造物に指定して景観の核とし、その周辺部をこの建物に調和するよう誘導することにより、点から線への景観形成を図る戦略をとること。また京町家の保存を図るため様々な助成制度を作るほか、民間の資金や知恵を活用する町家ファンドを創設し、町家を新しい機能に対応できるような改装を推進出来る制度も作られている。

この様に建造物のデザインに対しても細かな基準や規格を設けたことや対象となる建築物が大幅に増加したため、審査の体制を充実すべく、新たに民間で建築設計に従事していたスタッフを多数採用するなどの体制がとられている。種別の区域図等は京都市都市計画局のホームページ（ｈｔｔｐ：／／www5.city.kyoto.jp/tokeimap/）に掲載されている。（地区別の規制内容については、筆者が別添で

一覧にまとめているので参照されたい。但し、誤記等も考えられるので、使用に当たっては自己責任で御願いしたい。また細則も別途参照されたい）

4．新景観制度の課題

以上のように新景観制度は日本の中でも特段に厳しい景観規制を行う制度となっているが、制度的には高さ等をを規制する内容と、デザイン・様式に係わる規制の二つの面で構成されている。

都心部の高さ規制については、未だに都心部に京町家が多く残り職住一致の生活環境を形成していることから、地域住民に都心の高層化について否定的な機運もあり、また、高層マンションが空間を商品として切り売りする、目に余る商業主義であったため、多くの市民の共感を得ている。加えて中心部から三山の山裾にかけて徐々に低い町並としていく方針は分かり易く納得されている。

一方、デザイン規制については町家の形態、様式を絶対的な標準の様に扱っているため、現在の建築生産の工法や材料、大多数の建築物が拠り所としている近代・現代建築のデザイン様式とかけ離れているため、戸惑いがある。以前から風致地区に於ける京都市の指導が硬直的で、建築のことを知らないスタッフが、文化財の破壊にも繋がるような指導をすると言った体制が見られることから、今回もデザイン面での硬直した指導が懸念されている。

これらの懸念に対しては条例制定時にパブリックコメントとして、ＪＩＡ京都会、京都府建築士会、京都建築事務所協会、京都設計監理協会が連名でデザイン規制の内容については今後とも詳細に検討すべきとの意見書を提出し、その結果、条例案はかなり但し書きや柔軟な対応が謳われた。同時にデザイン基準自体も「成長するデザイン基準」として建築設計の実務家と協同で作成していく協議会を発足させることになり、京都の建築関連5団体*1から選出された委員及び学識経験者・行政による協議会が昨年秋に発足して数回の会議を重ねている。　*1：前出4団体に京都建築設計協同組合が加わり5団体である。

窓口の人員は、新たに募集した建築職の職員が補強され、窓口レベルでの混乱は少なくなったが、建築デザインに関する基準や内規がわかりにくいこと、指導内容にデザイン的な目的の不明、若しくは建築的物としてのまとまりを欠く事例も多く見られるなど、制度及び指導体制上の問題も多い。

デザイン基準及びその制度が実施される中で問題とされる事項については次のように指摘されよう。

①町並の将来像にかかわる問題

○町並の将来像が明確でない（共有されていない）

・デザイン基準による建築物の集積がどの様な町並を目指しているのかが明確でなく、市民的合意も得られていない。

・どの様なデザインの町並を造り上げる為に基準を適用してデザインをまとめているのか、行政担当者も建築家も明確なイメージを持っていない。

○地区別の景観的特質が明確でない

・地区別基準の地区範囲が広く、市民の景観的共通認識に会わない地区が散見される。

・地区で見習うべき建築物や界隈の景観が明らかになっていない。

②建築物や町並の評価にかかわる問題

○デザイン基準の妥当性

・「京都らしさ」を造り上げている、多様な時代の建築物による重層的町並や、市民の生活感覚、住まい方の文化などを生かした基準となっていない。

・建築物の規模や視覚的効果が考慮されない基準となっている。例えば高層建築物が低層の残る都心に建つと塔状の形態になるが、側面も含めたデザインとしての評価が無い。また、 アイレベルでのデザインと中景観や遠望でのデザインの在り方などの反映。

○部位別のデザイン基準を適用することが、美しい建築や町並形成に繋がるのか検証されていない

・美しい町並を作る要素としての優れた建築物評価が行われていない。

③審査制度にかかわる問題

○町並を作る主体が行政と建築家に限定される制度となっている。
・市役所対建築家で建物デザインが決まる仕組みで、個々の建物に対し、隣接する地域住民やコミュニティー参加の途が含まれていない。（景観協定を結ぶなどの手続きが必要で、隣に建てられてしまった場合には無力）
○協議に時間が掛かるため、基準を満たすだけの安易な建物が横行し、質の悪い町並となる可能性がある。
・基準に合わせた安易な建築物が最も審査時間が短かく、一方、特例制度を活用して基準に抵触しても、良く練られたデザインの建築を造ろうとすると、協議が長引くため、現実的には取組が困難な仕組みになっている。

5．京都会に於ける取組

以上様々な課題を挙げたが、京都会としてはこれら課題を一気に改善することは困難としても、先に述べたデザイン協議会の場を通じ提案していくつもりである。

京都会では、既に景観に関する特別委員会を設け取り組んでおり、これら課題を念頭に置きながらも、景観形成のあるべき仕組みを考える為、まず皆で京都の町を歩き、建物や界隈の優れた物を評価することから始めている。

南北の通りについては大和大路を三十三間堂から三条通りまで歩き、多くの発見をした。また旧市街地を南北に通る新町通、壬生の繊維工場や労働者住宅が立ち並んでいて、現在住宅地に変貌しようとしている御前通りなどの踏査も行っている。

現在は、東西の二条通を堀川から河原町通りまで歩き、各自評価出来るスポットを写真及びコメントを付けたものを集計し、建築家が評価する優れた景観要素の共通認識を見つけ出す作業を行っている。興味のある会員の積極的な参加を御願いしたい。

その他、町並を形成するためには、すでに高層マンション建設の為にセットバックして駐車場となっているところの緑化の提案や、通り景観を復活させる門・塀・軒庇の設置など修繕的景観政策の提案、皆に評価されている優れた建築物の設計情報をアーカイブ化し、行政と建築家がデザインや設計の情報を共有する仕組み、建築予定の建築物のデザインを建築予定地に掲げることを義務化し、地域住民が町並デザインを共有化する機会を設ける等を提案し、実現のために具体的に取り組んでいる。

来年度、全国大会が京都で開催されることもあり、また、京都の景観制度はモデルとして同様な枠組みで全国的に広められることも予想されるので、今後とも会員各位の京都での設計体験・問題点・提案などを京都会に寄せていただきます様御願いいたします。

デザイン的に優れていても
周囲を威圧するマンション

側面デザインに配慮されない高層建築

旧市街地で多様に活用される町家

まだ残る町家の連なり
保存的景観制度の必要性

マンションにより分断された町並
（新町通り）

コンビニの駐車で壊される町並

連載 和のこころ

もてなすということ

坂田宗大
（裏千家淡交会　大阪北支部常任幹事）

最近、テレビなどでよく、おもてなしという言葉をよく耳にする。
お茶を教えている立場から考えてみたいと思います。
私の家は祖母から父、母とそして私とお茶を教えることを家業としている。祖母の時代ならば花嫁修業ということでほとんどと言っていいくらいの女性がかじった程度は経験しているではないでしょうか。
しかし、最近私の所へ入門してくる若い方には花嫁修業という感覚の人は少ない。点前、作法だけでなく広く日本の伝統文化である茶道を学ぼうという気持ちのある人が多い。稽古を習いに来る人の目的は様々で、普段の生活（仕事、育児等）のストレス発散、年配者はぼけ防止とか、中には茶道を極めようと志す人もいます。理由は様々ありますが、本来、お茶は、何の為に習うかといえば第一は人をもてなすというところにあると思います。
もてなすと言っても色々な方法があり、大寄せと言って一日に何百人も招く茶会もあれば、正式な茶事と呼ばれるものは3 人ぐらいの客で4 時間程かけてするものまである。また、普段の来客でもちょっとしたお茶ごころがあるだけで来られた方も印象が違うと思います。
ではお茶会の中では、亭主（呼ぶ側）はどういう所に気を付けているかと申しますと、茶会はまず季節感を大事にします。それもクーラーや暖房器具頼らないで、道具等によって演出します。
例えば、夏は掛物に水に関係するものを使ったり、茶碗などは浅いものを使いますし、他の道具でも塗りものよりも木地のものをつかいます。お菓子を冷たいものにしてみたりします。茶室も夏は襖から御簾に変えたりします。逆に冬は暖かさを出すために、深い茶碗などを使います。茶室も火鉢等で客が来る前から暖めておきます。
利休の言葉ですが「夏は涼しく、冬は暖かく」と言っています。簡単なようでこれだけのことを文明の力をできるだけ頼らないでするのがけっこう難しい物です。
また、茶会にはテーマ（趣向）を設定します。
例えば、一月ならばめでたい正月の趣向にするとか、あとは五節句、難しいものでなくとも自分の誕生日でもいい。それを演出するのが道具に付いている銘というものです。
この銘がお茶の特徴最も表しているもで、お茶が日本を代表する伝統文化であるといわれる一番の理由だと思います。銘とは単にそのものの呼び名ではなく、故事、地名（有馬山、磐余野）、古典文学（源氏物語、伊勢物語等）、また季節の銘（初霜、早苗、ほととぎす等）などがあります。
これらはすべて平安時代の和歌の心からきています。そういう昔に茶人によってつけられた銘の付いた道具を趣向や季節によって使いわけ、その心を客はくみ取らなけれ

ばなりません。
最近の茶会は亭主と客の会話は非常にマニュアル化していて、亭主はただ季節の道具を並べているだけで趣向がない場合が多いし、客もただ出ている道具を順番に聞くだけという茶会が多いように思う。それでは極端にいえば喫茶店と変わらない。
そこに一つでも文学性があれば非常にレベルの高いものになる。それがお茶のこころであると思う。
ですから、お茶の稽古は点前以外の方が学ぶ事がたくさんある。先程の文学全般はもちろん、茶道具については陶器、漆器、竹芸などの工芸関係など、書も読めないといけない。難しですがやりがいはありますし、知れることの喜びは非常に大きい。江戸時代、お茶が男性のたしなみであった時代には教養がある人がお茶をした訳で今の時代とは逆であるが、それでもいいと思う。
京都では国際交流センターで外国人にも教えている。最近は特に韓国、台湾、中国などの留学生が多い。彼らに茶道を学ぼうと思ったきっかけを聞くと、誰もが日本の文化を学ぼうとしたときに代表するのが茶道であるからと答えます。
日本人より日本文化に興味があり造詣が深いように感じる。授業ではまず席入の仕方、床の間の拝見の仕方を教えます。
外国人がはじめて入る茶室という空間が最も日本文化の特徴をあらわしていると思うからです。最近の日本の住宅では床の間ある家も減り、畳のある家すら珍しいこの頃ですが、私の恩師である故古賀健蔵先生が著書の中で拝見について書いている。「日本には拝見ということばがあります。
ところが、外国には見るはありますが、拝して見せて頂くなんてことばも概念もありません。
たとえば、日本人は茶室や客間に入ると、床の間の書画に一礼するわけです。これは、そこにはいないけれど、書画を描いた人の人格に頭を下げて尊崇の気持ちを表しています。尊崇の気持ちがあるからこそ、座って、下から見上げる。これが拝見ということです。つまり、人格というものを尊重する。これが茶の東洋的な心ばえなのです。
一方、西欧では、絵画と人は対等です。立ったまま見ます。そこには作品と見る人がいるだけで、描いた人物、人格を尊重するという思いはない訳です。
拝見というのは、日本文化の特質です」（「お茶のあるくらし」JULIAN）私ここでは特に外国人に対してお茶の作法だけではなく、日本の総合芸術として伝えていきたいと思っています。また、日本人には、昨今の食品偽装にみられようなうわべのもてなしではなく、日本人が茶道の中で400年以上培ってきた知恵と工夫を忘れずに本当のもてなしを忘れず後世に伝えていって欲しいと思います。

「JIAデザイントーク」

●2007年度　第5回デザイントーク

開催日：2008年3月24日(月)
コメンテーター：岡本隆、小島孜、本多友常
司会：青砥聖逸
発表者：正井徹、森村政悦
会場：大阪市中央公会堂地下大会議室

■正井　徹氏（正井建築舎）
発表作品／急傾斜地の家（兵庫県西宮市）

西宮市の市街地、丘陵の南東斜面に建つ住宅。
敷地は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、タイトルはそこから名付けたものです。　住まい手との出会いは少し異例で、この敷地で既に着工の緒についていた工務店（設計施工）との請負契約で生じた紛争相談から。その後、様々な経緯から設計をお引き受けする事になったのですが、そもそもの出会いがそんな感じでしたから、望まれていたのは「普通の家」。　斜面地ではあるものの敷地に立っての眺めはさして良いものではありませんし、下手の空地では集合住宅の計画もある。住まい手も周辺の平坦地より桁違いに安い土地価格に惹かれてこの土地を求めたのであって眺望云々が特段の購入理由でもなかった・・・ならば、この与条件の上で家族５人のための「普通の家」＝身の丈にあった暮らしやすい住まいを造ろうと試みたのがこの住宅計画でした。

具体的には、支持地盤面と基礎からの安息角で決まる接地面形状と北側斜線による高さ制限によってほぼ決まる外観ボリュームの中で、支持地盤まで掘り下げた地階を子供たちのためのワンルーム空間とし、その上階は空中側・地中側共に天秤状にスラブを伸ばす事によって、普通に住まいの中心である家族の間と家事空間をワンフロアに納め、アプローチとなる最上階は玄関のみとする事で、道路側からは小さな佇まいに仕立てながらも、家族が集う場に広がりのある空間を与えた住宅、となっています。

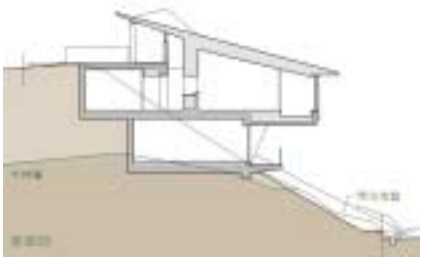

■森村政悦氏（森村建築設計事務所）
発表作品／佐竹台の家(大阪府吹田市)

敷地は大阪府吹田市に位置し、新御堂や阪急電車により都市からのアクセスが非常に良い場所である。周辺環境は緩やかにのびる起伏のある斜面に、ゆとりのある良好な住宅と緑豊かな自然が点在する静かな住宅街に位置する。
この建物は、母親と成人した二人の子供のための住宅である。地震等の災害に対して壊れくい免震機能を持つ住宅を計画した。
全面道路と敷地の高低差が1.5mある。免震装置のベースとなる基礎部分は地面に埋設されながらも、免震層が道路部分と同レベルでアプローチすることにより、建築基準法上、地上1階地下1階の階層となり意匠と構造の関係が成り立つ。
この建物は、全面道路から一方向に開放された免震層を通過するかたちでアプローチする。　免震層は、駐車場と階段室を兼ねたアトリウム的空間で光とさわやかな風を提供してくれる。
立地条件として、低層住宅街ではあるが、南側及び東側には敷地より用壁と隣接する建物により太陽光の導入が弱いため、中庭のあるプランとし、光や風、また玄関アプローチも兼ねることで、地下エントランスとを結びつけている。
上部構造は、鉄骨の周りを薄いコンクリートの皮が覆うような形状をしている。プランは、ワンルーム空間を四個の収納BOXで各用途に分節した2LDKである。北西に開いた大きな開口部と中庭の吹抜けから、風と光を室内に導き入れ、個室に面した南東側の開口にはガラスブロックにより、自然光を取り入れながら近隣の視線を緩和している。

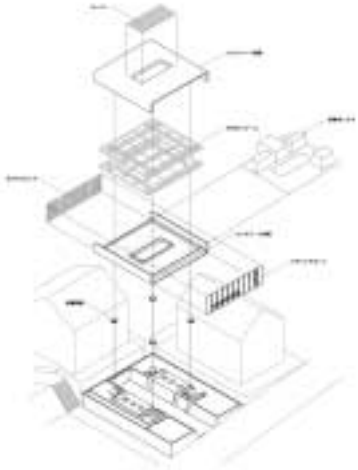

また免震層が道路レベルと同じにすることにより、解放された免震層空間は、目視による確認やメンテナンスを容易に行うことができ、また、デザイン面では、建物の「底」という新たな一面を垣間見ることができる。
この免震住宅では、いままでのような壊れまいとひたすら剛性を確保してきた耐震構造とは別に、住まいを地面から切り離す事を具体化したモデルとなりました。　現実的に、住宅レベルでの使用はコストの関係もあり未開発な部分が多々あるが、震災を経験した私たちにとって、安全性について具体的にデザインする必要があることはもちろんですが、特に住宅において幅のある適応が必要だと考えます。

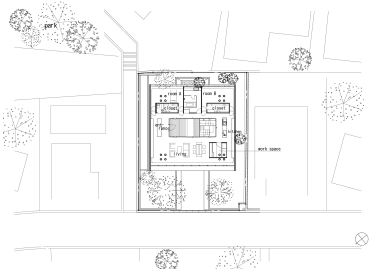

■コメンテーター総評コメント

正井徹氏「急傾斜地の家」
奇抜で表現的なものより「普通の家」というコンセプトには共感を覚える。複雑な敷地地盤条件をよく工夫された素直な断面構成にまとめあげている。議論となった点は、一つは崖側の景観が将来期待できないと言う割に崖側からの立面がまるで広々と下界を見下ろす住宅かのように見えること（当面はそのとおりかもしれないが）。ヨーロッパの急斜面住居のように崖への見晴らしとは別の開放感を作り出す仕組みはないものだろうか。もうひとつはアクセスレベルからの景観でそっけないのも魅力ではあるが、もう少し住居空間への期待が高まるような表情が出ると道としての景観が豊かになるのではないか。
森村政悦氏「佐竹台の家」
大胆かつきめ細かいデザインで構成されている作品。少し戸惑いを感じるのは周辺の普通の家々が並ぶ中に「建築家のデザインした家」がまったく異なる風景を作り出しているように見えること。もともと新興住宅地というものはこのような住宅品評会的な景観を呈するものなのか・・。まちなみづくりという視点から各個が共有・協力できるアプローチが欲しいものだ。一方、あとの懇親会でこの住宅の建設に当たっての森村氏の苦労話（工務店倒産後現場を引き受けながら次の工事者へとつないでいった話）を聞かせていただき建築家が物を作り上げる執着心・責任感に感動した。（岡本　隆）

お2人とも1作品だけの発表でしたが、「斜面地という特殊な敷地での、設計者いわく普通の家」と、「普通の造成地での、免震という特殊な要求に答える家」という、デザイントークとしては絶妙の組み合わせとなり、充実したやりとりの中、住宅設計における作品性について考えさせられました。特殊性を強調するだけではなく、特殊性を手がかりにして、造成地という「普通性」に「普遍性を内蔵する固有性」を与えた佐竹台の家に、作品としての価値、魅力を感じました。（小島　孜）

土地にたいする条件の捉え方が建築の在り方を大きく左右する例として、両者の設計はともにインパクトをもったプロジェクトとなっている。
正井徹氏による急傾斜地の家は、支持地盤まで掘り下げた箱の上に乗る主空間の構成が、個性的な断面計画を生み出している。斜面が急傾斜でありすぎるため、設計の意識は土地と建築を切り離す方向に向けられているが、立地のハンディを乗り越える工夫として内部空間と斜面地の空間的な繋がりに、さらなる可能性があったのではないかという思いは残る。しかし土地のハンディを、建築のプラス面にまで昇華させるのは言葉では易くても、実現の難しいことは承知の上での議論である。
森村政悦氏による佐竹台の家は、宅地造成された敷地と道の傾斜が生み出すレベル差を逆手に取り、「土地の切り込み」と「その上に浮遊する空間」を、免震装置という存立理由を介入させることにより組み立てている点で、高い構成力を見せている。また素材とディテールに向けられた完成度への執着には目を見張るものがある。
古くて新しい課題ではあるが、完成度や作品性の今日的な意味について、改めて一石を投じてくれたプレゼンテーションであった。（本多友常）

北インドの遺産を訪ねて

「現在躍進のインドを建築家の視点・保存を個人視察する」

畑山正勝
（朝日建築事務所）

世界的に第3世界の時代と報道されている北インドを今回視察した。デリー・ベナレス・アグラ・ジャイプールとインドでは有名な都市をバスと列車他を利用してインド社会の現状体験を終え紀行文として掲載をしました。

7月13日から19日の1週間の旅程で雨季のデリーに到着、雨季のはずが結果幸いにし1日も雨によることが無く帰国後日本の熱射に驚いている次第です。

先ずベナレスの都市迄飛行機で行きサナルートをスタートとした。当地は仏陀が始めて説法をした寺院「三蔵法師がたどり着いた終着の場所」や仏塔等の遺跡群が保存されていた。保存状況は庭園式に開放され各部分は現在補修進行中で丁寧に保存されていた、石造群は全てインド砂岩で築造されている。

翌日早朝ガンジス河に行く、朝5時夜明け前には既に多くの信者が列をなして河に向かって進行。宗教は問わずとの事、途中多くの牛・犬・羊・山羊・豚・人間が動物と同じく朝露で濡れた路上で寝そべりその間を信者が通り、又その隙間を荷車・牛車・人力車・電動式力車・自転車・ﾊﾞｲｸと秩序無く騒音とクラクションと鉦と雑踏の中、一路続いている。

このエリアは沐浴では一番有名な大切な場所の様である。河は黄土色に薄黒く濁りきった水で、河に沿って城壁・いくつもの寺院・みすぼらしい住宅と火葬場と連なっている。この河には雨水、汚水、雑排水、家畜の汚物、洗濯用水、火葬場の洗い水が流れ込み、しかも3歳未満の幼児の遺体は石に繋がれ放流されている。

信者達は我先にと沐浴に、顔を洗い、歯を磨きこの水を口に含みその場で吐き出しその隣で汚れた衣服を洗っている風景が、聞いていたものの現実を目の当たりにすると大きな衝撃を受け、其の夜次の目的地に夜行寝台列車移動をした。

翌16日はアグラに到着、駅は改札も無く牛が大きく寝そべり多くの人間が糞尿の横、ごろ寝で一夜を明かした様で異臭が漂っていた。

このアグラでは誰もが一度は訪れたい世界で一番美しいと言われているインドを代表する建築：タージ・マハールを見学、幸い雨季のせいか観光客は意外と少ないようであった。宮殿位

サナトール仏塔

ガンジス河の沐浴

ガンジス河の火葬場

タ-ジ・マハ-ル　宮殿全容

置はやはり雑踏とした広い貧困な旧街の中心にあり一歩宮殿に足を踏み入れると其処は広大な遺跡のエリアとなっている3つの宮殿のゲートの中心にこの白亜の宮殿が前庭広大な中に非常に美しく優雅で気品のあるシンメトリーの建物の佇まいに体が膠着したかのように圧倒され動く事にもためらいを感じられた。優雅な曲線の外観を大理石で覆い、デザインは文化のレベルの高さを髣髴と感じさせている。その全てに細密な彫刻が、気の遠くなるような連続でしつらえた宝石のような偉大な建物が眼前に広がっている。現在の建築物では忘れ去ったかのような言葉「立派な建物」が再び感じられた事に喜びを得て、後ろ髪を惹かれる想いで次の世界遺産アグラ城へと移動、雄大なこの城は全てインド砂岩で覆われて非常に重厚な城砦である。内部様式はヒンズーとイスラムの混合様式となっている。床、列柱、壁、天井には宗教文字と幾何学模様の彫刻が所狭しと施されている。

7月17日ジャイプールに移動この大きな都市も周囲びっしりと貧困の世界の中に佇んでいるファイティプールシクリ宮殿と窓のデザインで有名な「風の宮殿」を視察。何れもインド砂岩で全てを覆われて緻密な彫刻が施されている特にファイティプールシクリ宮殿は王の宮城として広大な広さを誇り日常生活のエリヤとなっている。

7月18日旅の最後の訪問地となったデリーのフマユーン廟とタージ・マハールの設計者の立派な廟を訪ねる。次に石造建築ではインドで最も高い73ｍのクトゥミナール塔が最後となった、足元直径約30ｍのこの塔の外装は限なく彫刻が施されている。

対面には当時この塔3倍の面積と3倍の高さの計画をした塔で20ｍ部分で王の崩御と共に中断された建造物も遺産として保存されていた。

最後にインド視察を終えて、特に約500年前の遺産の周囲で現代文化を享受出来ない貧富の差と、教育を受ける事の出来ない文盲の、牛馬以下生活、の生まれながら家族裸のホームレス生活が現実としている事が世界で一番美しい建物と、同居の事実に切実に感傷的な想いでインドを後にすることになりました。

アグラ城の列柱

室内に施された彫刻

風の館

巨大な塔

湖都の風景

谷　祐治
（谷祐治まちなみデザイン研究所）

滋賀県が一昨年度に実施した「湖国風景づくりワークショップ」でのアンケート結果によると、「景観のために規制を強化すべきだと思いますか」との質問に対し、9割近くの方が「規制を強化すべき」、「少しは規制を強化すべき」と回答された。
具体的な規制内容については「建築物の高さ」と答えられた方が最も多く、相次ぐ高層マンション建設に対する懸念と考えられる。
これらを背景に県は「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の見直しを決定。滋賀県景観計画が今年度中に施行される運びとなったが、湖岸に面して市街地を有する市の多くは景観行政団体であり、広域的な視点での風景づくりは「景観行政団体連絡協議会」の設置など、景観法に基づかない独自の取り組みによって実施される事となった。
法的拘束力がない中での理念共有。各市とも景観法に基づく主体的な取り組みを実施しているが、大津市については琵琶湖岸にて建設が進む高層マンションの大半が位置しており、都市計画法に基づく規制の実現が喫緊の課題となっている。
大津市景観計画においては、歴史上重要な資産や周辺の自然環境との調和を図る事などを目的とし、眺望景観保全地域を設定。重要眺望点から山並みの稜線・琵琶湖への見通しを確保することで高さの抑制を図っているが、効果のある地域は限定されてしまう。
また、大津市は30年以上前に、市街化区域の約8割を占める住居系用途地域を第1種から第3種の高度地区に指定。商業地域においても石山寺周辺地区を第4種高度地区に指定するなどしてきたが、需要不足傾向の中でも高層マンションは建設されつづけており、更なる高さ規制を望む声は今も高まっている。
高次な都市機能の集積を図るべく、商業系用途地域の土地利用を誘導してきた大津市であるが、高度利用のあり方に関して検討を始めることが決定されるなど、ここに来て新たな局面を迎えている。現在、都市計画部関係各課のメンバーからなるプロジェクトチームが設立され、市民団体・職能団体と継続的な意見交換会が行われている。検討委員会の設置を念頭に置いたもので、市民との合意形成に向けた取り組みと評価できよう。
最終的には景観審議会、都市計画審議会に諮問がなされ、高度地区の指定等がなされなければダウンゾーニングは実現しない。ただ、全国10番目の古都において、100年後を見据えたまちづくりが静かに動き始めた事だけは、間違いなさそうだ。
景観を視覚に映る実態を客観的に捉えたものとし、風景をより広い範囲を主観的、情緒的に捉えたものと位置づけるのであれば、地域の実情に応じた高さ規制をしていかなければ良好な風土は生まれないと考える。
一人でも多くの市民が当事者意識を持ち、まちづくりにおいて優先すべき事項を確認し合う。こういった作業の継続が風土を継承していくことに繋がり、良好な景観・風景を創出するのだと信じ、これからも活動を続けていきたい。

建設が続く高層マンション

源氏物語ゆかりの石山寺周辺地区

比叡山の麓から眺めた大津

重要眺望点からの景観
（名神高速道路：大津SA）

椎名英三氏、梅沢良三氏構造のIRONHOUSE見学 及び 関東甲信越支部住宅部会との交流会

杉元孝治
（有思考設計室）

担当世話人　吉羽裕子・杉元孝治
日時：6月21日（土）10時30分（小田急成城学園前駅集合）
場所：成城界隈
内容：住宅見学
参加数：16名

関東甲信越支部住宅部会の皆様の案内で駅前を出発、成熟された成城の住宅街は多くの建築家の作品がいたる所に顔を覗かせているが椎名英三氏と梅沢良三氏のIRONHOUSEはその中でも圧倒的な存在感を放っていた。この日はオープンハウスとなっていて沢山の見学者と一緒になりましたが両氏からも話しを伺うことができ充実した見学となりました。
午後からは、これも関東甲信越支部の計らいにより日建設計の赤川鉄哉氏の自邸を見学出来る事となった。
約束の時間まで少しあったので椎名氏のアトリエを見学ラッキーなことにここもオープンとなっておりゆっくり見学することができました。
この後妹島和世氏の成城タウンハウスを見学し赤川邸へと向かい設計者でもある赤川氏本人から話を聞くことができました。非常にハードな一日となりましたが。その後の交流懇談会も和気藹々と意見の交換ができこの様な機会が持てた事を関東甲信越支部住宅部会の鈴木氏、森岡氏をはじめお世話していただいた皆様に感謝いたします。

IRONHOUSE

椎名氏のアトリエ

赤川鉄哉氏の自邸

妹島和世氏設計の成城タウンハウス

新入会員紹介

京都府	若野　豪宏	(株)住建設計
兵庫県	木村　誠	住まい　木創舎
奈良県	上大谷了三	U･A･O（ﾕｰ･ｱｰｷﾃｸﾂ･ｵﾌｨｽ）
奈良県	桝谷　博文	一級建築士事務所P-style
大阪府	青井　弘之	(株)一粒社ｳﾞｫｰﾘｽﾞ建築事務所
大阪府	河合　良	(株)カワイ設計工房
大阪府	木戸　義弘	木戸義弘建築設計事務所
大阪府	多田　将宏	エムカーヴェー一級建築士事務所
大阪府	溝口　修	ｱﾝﾀﾞｰｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝ建築ﾃﾞｻﾞｲﾝ事務所
大阪府	米原　稔雄	米原建築デザインオフィス

編　集　後　記

暑中お見舞い申し上げます。

新年度は、6年間務められた小南委員長、小池副委員長に替わり京都の木戸口副委員長と一尾が委員長の体制でスタートしています。宜しくお願い致します。小南さん、小池さん長い間、お疲れ様でした。

設計界は、依然と厳しい状況が続いています。構造の偽装問題に端を発し、昨年の基準法の改正に始まり今秋には、改正建築士法に基づく新しい建築士制度が、スタートします。

広報委員会は、2008年度、近畿支部の5重点委員会のひとつであります。吉羽支部長のテーマ「行動するJIA」を基に今まで以上の対内広報は勿論、対外にも積極的にJIAをいろんな媒体を通じて各委員会活動や部会活動、事業の案内等をピーアールしていく予定です。また、6年間親しまれてきた会報誌「JIA　News Kinki　翔」ですが、現在、支部ホームページにPDF形式で掲載されています。この会報誌に対するアクセス数が低迷している状況から次号からは、ブログ形式に移行することが、前回の役員会で了承されました。内容も新たに、会員各位をはじめ対外的にもより楽しく有意義な情報を発信し、一人でも多くの会員外の人にJIAが認知されるよう広報委員一同、頑張っていきますので今後ともよろしくご支援ご協力をお願い致します。

今回の夏号でブログ化により編集後記が最後となります。また、前号の編集後記が引継ぎなどの手違いで未掲載をお詫び申し上げます。　（広報委員長　一尾晋示）

広　報　委　員　会

委 員 長　一尾晋示（大阪）
副委員長　木戸口浩之（京都）
委　　員　井上　守（大阪）　上野山和男（和歌山）　大江一夫（兵庫）
太田恭司　（大阪）　小島　孜（大阪）　佐藤洋司（大阪）　澤村昌彦（大阪）
竹田誠男（奈良）　田中誠次（滋賀）　土山達也（兵庫）　横関正人（大阪）
事 務 局　穴井宏樹　木田明生　緒方英輔
発 行 日　２００８年８月１２日（夏号）
発 行 人　吉羽逸郎
発　　行　社団法人　日本建築家協会近畿支部
〒541-0051
大阪市中央区備後町2-5-8 綿業会館　TEL06-6229-3371　FAX06-6229-3374
ホームページ　http://www.jia.or.jp/kinki
メールアドレス　jia@bc.wakwak.com

中高層建築物			別表	地図番号	屋根 勾配※1 軒の出90cm以上	屋根 勾配※1 軒の出60cm以上	屋根 勾配※1 けらばの出30cm以上	屋根 勾配※1 その他	屋根 特定勾配 軒の出90cm以上	屋根 特定勾配 軒の出60cm以上	屋根 特定勾配 けらばの出30cm以上	屋根 特定勾配 その他	屋根 塔屋	屋根 道路に面し切妻平入り※2	屋根材等 日本瓦	屋根材等 金属板	屋根材等 銅板	屋根材等 同等の風情を有するもの	屋根材等 地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮	軒・庇 道路に面する部分に特定勾配の軒庇 軒の出60cm以上 1階外壁	軒・庇 軒の出60cm以上 2階外壁	軒・庇 軒の出60cm以上 その他	軒・庇 軒の出90cm以上 1階外壁	軒・庇 軒の出90cm以上 2階外壁	軒・庇 軒の出90cm以上 その他	軒・庇 1階庇等の先端が道路から離れない	外壁等 道路からの十分な後退又は外壁面の分節	外壁等 和風を基調 真壁造り	外壁等 和風を基調 当該地区の歴史的名建造物の建築様式を継承	外壁等 和風を基調 道路及び河川に面する外壁	外壁等 和風を基調 道路から見える側壁面（特3階以上）含む	外壁等 圧迫感の低減	外壁等 水平方向を強調	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上） 河川に面する外壁	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上） 道路に面する外壁	外壁等 道路境界から2m以上後退	外壁等 道路に面する3階（4階）以上の外壁面を後退	外壁等 歴史的町並みや伝統的建造物と調和	外壁等 歴史遺産との調和	外壁等 都心部の幹線沿道の良好な景観との調和	外壁等 地域の景観特性を生かし、良好な町並景観との調和	外壁等 道路から見える部分は3階以下	外壁等 道路面は両隣の家屋と連続	外壁等 道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	外壁等 道路に面する意匠	外壁等 低層階の外壁に石貼り等の自然素材	屋根以外の色彩 自然景観と調和	屋根以外の色彩 歴史的町並みと調和	屋根以外の色彩 沿道の町並みに調和	屋根以外の色彩 市街地の町並みに調和	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 門	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 塀	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 生垣	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 土塀	その他 道路に面する建具は和風の意匠	その他 塀の高さは1.8mから2.5m以内	その他 門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
美観地区	山ろく型美観地区		1	1～4		○	○						×		○	○		○									○	○					○													○				○	○	○					
美観地区	山並み背景型美観地区		2	5～8				○					×		○	○		○									○						○													○				○	○	○					
美観地区	岸辺型美観地区		3	9～17		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7											○				○	○	○					
美観地区	旧市街地型美観地区		4	18～26	○										○	○		○					○	○												○※7		○											○				○	○					
美観地区	歴史遺産型美観地区	一般地区	5	27～33					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7		○											○				○※12	○※12					
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	6	34						○				○	○		○	○		○※5									○	○							○						○※8					○							○	○※11		
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区 祇園町南側地区	7	35					○					○	○		○	○							○※5				○	○						○		○A						○※8					○						○	○※11		
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区 宮川町地区	7	35					○					○	○		○	○			○※5								○	○						○		○B-1						○※8					○							○※11 B-2		
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区 八坂通地区	7	35					○					○	○		○	○							○※5				○	○						○		○C-1						○※8					○							○※11	○	C-2 C-3 C-4
美観地区	歴史遺産型美観地区	上京小川歴史的景観保全修景地区	8	36						○				○	○		○	○					○※5						○	○		○				○								○※9	×				○						○			D-1 D-2
美観地区	歴史遺産型美観地区	伏見南浜界わい景観整備地区	9	37						○※3					○	○		○							○※5						○					○※4			○	○										○				○※12	○※12					
美観地区	歴史遺産型美観地区	三条通界わい景観整備地区	10	38											○	○		○									○※4 E-1									○E-2		○										○									
美観地区	歴史遺産型美観地区	上賀茂郷界わい景観整備地区	11	39						○	○				○		○	○					○	○				○※6								○※4			○外構含む										○					○※13		○			
美観地区	歴史遺産型美観地区	千両ヶ辻界わい景観整備地区	12	40					○					○※4	○		○	○					○	○				○※4						○		○		○※4 F	○				○※4		×※10			○				○※13	○※13					
美観地区	歴史遺産型美観地区	上京北野界わい景観整備地区	13	41						○				○	○		○	○					○	○				○※4	○※4			○※4		○		○		○※4 G-1	○				○※4	○※4 G-2	×※10			○				○※13	○※13					○※4	
美観地区	歴史遺産型美観地区	西京樫原界わい景観整備地区 街道北、街道南地区	14	42								○			○		○	○					○	○												○		○										○				○	○	○					
美観地区	歴史遺産型美観地区	西京樫原界わい景観整備地区 街道沿い地区	14	42						○				○	○		○	○					○	○					○						○H-1		○	○			○※4	○	○※9	×※10	○H-2			○				○	○	○					
美観地区	歴史遺産型美観地区	本願寺・東寺界わい景観整備地区	15	43					○※4	○				○	○	○		○					○I-1	○I-1				○						○		○※4 I-2			○	○						○※16 I-3 I-4			○				○	○					
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区	16	44～49				○又は※3											○																		○J			○							○			○								
美観地区	沿道型美観地区	三条通地区	16	50				○又は※3					×		○	○		○					○	○				○								○※7													○				○	○					
美観地区形成	市街地型美観形成地区		17	51～56				○又は※3							○	○		○									○						○								○										○	○※12	○※12	○※12					
美観地区形成	沿道型美観形成地区	幹線地区	18	57～59				○又は※3											○																						○											○						
美観地区形成	沿道型美観形成地区	衣掛けの道地区	18	60		○	○						×		○	○		○					○	○			○	○					○																○				○※12	○※12	○※12					
建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区		修1	①～③		○									○	○		○									○						○																○									
建造物修景地区	山並み背景型建造物修景地区		修2	④～⑦				○又は※3											○								○						○																○									
建造物修景地区	岸辺型建造物修景地区		修3	⑧				○又は※3											○								○						○																○									
建造物修景地区	町並み型建造物修景地区		修4	⑨～⑯				○又は※3											○								○						○																		○							

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁（柱含む）としない
・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合
設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と
調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない

※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、
景観に配慮した場合はこの限りでない
※8　1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9　1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）

※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものに
あってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−宮川町地区】
B−1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B−2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、
川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−八坂通地区】
C−1:八坂通りより90cm以上
C−2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C−3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C−4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、
軒先が連続する町並み景観を保つ
【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D−1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを
超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D−2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下
【三条通界わい景観整備地区】
E−1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに
代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E−2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない
【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上
【上京北野界わい景観整備地区】
G−1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G−2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する
場合は、塀又は柵を設ける
【西京樫原界わい景観整備地区−街道沿い地区】
H−1:道路境界より3.6m以上
H−2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける
【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I−1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに
面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I−2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I−3:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で道路に面する1階と2階に地区の
特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I−4:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で二道路に面する場合、各々に
正面性を図る形態意匠とする。ただし東寺周辺地区は除く
【沿道型美観地区−都心部幹線地区】
J:東堀川通の4階以上の外壁面を3階以下の外壁面から1m以上後退

建築地域環境研究所作成 平成19年8月28日

中高層建築物	地区	別表	備考	地図番号	屋根 勾配※1 軒の出90cm以上	屋根 勾配※1 軒の出60cm以上	屋根 勾配※1 けらばの出30cm以上	屋根 勾配※1 その他	屋根 特定勾配 軒の出90cm以上	屋根 特定勾配 軒の出60cm以上	屋根 特定勾配 けらばの出30cm以上	屋根 特定勾配 その他	屋根 塔屋	屋根 道路に面し切妻平入り※2	屋根材等 日本瓦	屋根材等 金属板	屋根材等 銅板	屋根材等 同等の風情を有するもの	屋根材等 地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮	軒・庇 道路に面する部分に特定勾配の軒庇 軒の出60cm以上 1階外壁	軒・庇 軒の出60cm以上 2階外壁	軒・庇 軒の出60cm以上 その他	軒・庇 軒の出90cm以上 1階外壁	軒・庇 軒の出90cm以上 2階外壁	軒・庇 軒の出90cm以上 その他	軒・庇 1階庇等の先端が道路から離れない	外壁等 道路からの十分な後退又は外壁面の分節	外壁等 和風を基調	外壁等 和風を基調 真壁造り	外壁等 和風を基調 当該地区の歴史的名建造物の建築様式を継承	外壁等 和風を基調 道路及び河川に面する外壁	外壁等 和風を基調 道路から見える側壁面（特に3階以上）含む	外壁等 圧迫感の低減	外壁等 水平方向を強調	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退(90cm以上) 河川に面する外壁	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退(90cm以上) 道路に面する外壁	外壁等 道路境界から2m以上後退	外壁等 道路に面する3階（4階）以上の外壁面を後退	外壁等 歴史的町並みや伝統的建造物と調和	外壁等 歴史遺産との調和	外壁等 都心部の幹線沿道の良好な景観と調和	外壁等 地域の景観特性を生かし、良好な町並みとの調和	外壁等 道路から見える部分は3階以下	外壁等 道路面は両隣の家屋と連続	外壁等 道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	外壁等 道路に面する意匠	外壁等 低層階の外壁に石貼り等の自然素材	屋根以外の色彩 自然景観と調和	屋根以外の色彩 歴史的町並みと調和	屋根以外の色彩 沿道の町並みに調和	屋根以外の色彩 市街地の町並みに調和	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 門	その他 同 塀	その他 同 生垣	その他 同 土塀	その他 道路に面する建具は和風の意匠	その他 塀の高さは1.8mから2.5m以内	その他 門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他 その他
美観地区	山ろく型美観地区	1	北白川・銀閣寺周辺	1		○	○						×		○	○		○									○	○					○															○				○	○	○					
			渋谷・馬町	2		○	○						×		○	○		○									○	○					○															○				○	○	○					
			今熊野・泉涌寺周辺	3		○	○						×		○	○		○									○	○					○															○				○	○	○					
			本町筋・稲荷山周辺	4		○	○						×		○	○		○									○	○					○															○				○	○	○					
	山並み背景型美観地区	2	下鴨神社周辺(2)	5				○					×		○	○		○									○						○															○				○	○	○					
			田中・吉田	6				○					×		○	○		○									○						○															○				○	○	○					
			京都大学周辺	7				○					×		○	○		○									○						○															○				○	○	○					
			聖護院・吉田山周辺	8				○					×		○	○		○									○						○															○				○	○	○					
	岸辺型美観地区	3	哲学の道	9		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			岡崎・疎水	10		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			白川・疎水	11		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			鴨川東(1)	12		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			鴨川東(2)	13		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			鴨川西(1)	14		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			鴨川西(2)	15		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			高瀬川	16		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
			濠川・宇治川派流	17		○	○						×		○	○		○															○	○	○※7													○				○	○	○					
	旧市街地型美観地区	4	西陣	18	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			御所周辺	19	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			鴨東	20	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			鴨川	21	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			二条城周辺	22	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			職住共存(1)	23	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			職住共存(2)	24	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			本願寺周辺	25	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
			伏見	26	○										○	○		○					○	○												○※7			○										○			○	○						
	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	下鴨神社周辺(1)	27					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
			御所	28					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
			二条城	29					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
			先斗町	30					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
			祇園・清水寺周辺	31					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
			本願寺	32					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
			東寺	33					○※1		○※1		×		○	○		○					○	○												○※7			○										○			○※12	○※12						
	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	6		34						○				○	○		○	○		○※5									○	○							○							○※8					○							○	○※11		

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁(柱含む)としない
・光沢のない材料を使用する(ガラス、自然素材を除く)
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない
※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること(重要界わい整備地域を除く)
※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものにあってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−宮川町地区】
B−1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B−2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−八坂通地区】
C−1:八坂通りより90cm以上
C−2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C−3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C−4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つ
【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D−1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D−2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下
【三条通界わい景観整備地区】
E−1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E−2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない
【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上
【上京北野界わい景観整備地区】
G−1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G−2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
【西京樫原界わい景観整備地区−街道沿い地区】
H−1:道路境界より3.6m以上
H−2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける
【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I−1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I−2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I−3:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で道路に面する1階と2階に地区の特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I−4:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で二道路に面する場合、各々に正面性を図る形態意匠とする。ただし東寺周辺地区は除く
【沿道型美観地区−都心部幹線地区】
J:東堀川通の4階以上の外壁面を3階以下の外壁面から1m以上後退

建築地域環境研究所作成 平成19年8月28日

中高層建築物

区分	種別	地区	細区分	別表	備考	地図番号	屋根 勾配※1 軒の出90cm以上	屋根 勾配※1 軒の出60cm以上	屋根 勾配※1 けらばの出30cm以上	屋根 勾配※1 その他	屋根 特定勾配 軒の出90cm以上	屋根 特定勾配 軒の出60cm以上	屋根 特定勾配 けらばの出30cm以上	屋根 特定勾配 その他	屋根 塔屋	屋根 道路に面し切妻平入り※2	屋根材等 日本瓦	屋根材等 金属板	屋根材等 銅板	屋根材等 同等の風情を有するもの	屋根材等 地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区	7		35					○					○	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区	宮川町地区	7		35					○					○	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区	八坂通地区	7		35					○					○	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	上京小川歴史的景観保全修景地区		8		36						○				○	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	伏見南浜界わい景観整備地区		9		37						○※3					○	○		○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	三条通界わい景観整備地区		10		38											○	○		○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	上賀茂郷界わい景観整備地区		11		39						○	○				○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	千両ヶ辻界わい景観整備地区		12		40					○					○※4	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	上京北野界わい景観整備地区		13		41						○				○	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	西京樫原界わい景観整備地区	街道北、街道南地区	14		42								○			○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	西京樫原界わい景観整備地区	街道沿い地区	14		42						○				○	○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区	本願寺・東寺界わい景観整備地区		15		43					○※4	○				○	○	○		○	
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	御池通	44				○又は※3											○
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	四条通	45				○又は※3											○
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	五条通	46				○又は※3											○
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	河原町通	47				○又は※3											○
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	烏丸通	48				○又は※3											○
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	堀川通	49				○又は※3											○
美観地区	沿道型美観地区	三条通地区		16	三条通	50				○又は※3					×		○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	小山	51				○又は※3							○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	高野	52				○又は※3							○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	西ノ京	53				○又は※3							○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	壬生・朱雀	54				○又は※3							○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	京都駅周辺	55				○又は※3							○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	西七条・唐橋	56				○又は※3							○	○		○	
美観形成地区	沿道型美観形成地区	幹線地区		18	北山・白川通	57				○又は※3											○
美観形成地区	沿道型美観形成地区	幹線地区		18	西大路・北大路	58				○又は※3											○
美観形成地区	沿道型美観形成地区	幹線地区		18	その他沿道	59				○又は※3											○
美観形成地区	沿道型美観形成地区	衣掛けの道地区		18	衣掛けの道	60		○	○						×		○	○		○	

地区	地図番号	軒・庇 道路に面する部分に特定勾配の軒庇 軒の出60cm以上 1階外壁	軒の出60cm以上 2階外壁	軒の出60cm以上 その他	軒の出90cm以上 1階外壁	軒の出90cm以上 2階外壁	軒の出90cm以上 その他	1階庇等の先端が道路から離れない	外壁等 道路からの十分な後退又は外壁面の分節	和風を基調	和風を基調 真壁造り	和風を基調 当該地区の歴史的名建造物の建築様式を継承	和風を基調 道路及び河川に面する外壁	和風を基調 道路から見える側壁面（特に3階以上）含む	圧迫感の低減	水平方向を強調	3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上） 河川に面する外壁	同 道路に面する外壁	同 道路境界から2m以上後退
祇園町南側地区	35						○※5				○	○						○	
宮川町地区	35			○※5							○	○						○	
八坂通地区	35						○※5				○	○						○	
上京小川歴史的景観保全修景地区	36				○※5						○	○		○				○	
伏見南浜界わい景観整備地区	37						○※5						○					○※4	
三条通界わい景観整備地区	38								○※4 E-1									○ E-2	
上賀茂郷界わい景観整備地区	39				○	○				○※6								○※4	
千両ヶ辻界わい景観整備地区	40				○	○				○※4						○		○	
上京北野界わい景観整備地区	41				○	○				○※4	○※4			○※4		○		○	
西京樫原 街道北、街道南地区	42				○	○												○	
西京樫原 街道沿い地区	42				○	○					○							○ H-1	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	43				○ I-1	○ I-1				○						○		○※4 I-2	
御池通	44																		
四条通	45																		
五条通	46																		
河原町通	47																		
烏丸通	48																		
堀川通	49																		
三条通	50				○	○				○								○※7	
小山	51								○						○				
高野	52								○						○				
西ノ京	53								○						○				
壬生・朱雀	54								○						○				
京都駅周辺	55								○						○				
西七条・唐橋	56								○						○				
北山・白川通	57																		
西大路・北大路	58																		
その他沿道	59																		
衣掛けの道	60				○	○			○	○					○				

地区	地図番号	外壁等 道路に面する3階（4階）以上の外壁面を後退	歴史的町並みや伝統的建造物と調和	歴史遺産との調和	都心部の幹線沿道の良好な景観との調和	地域の景観特性を生かし、良好な町並景観との調和	道路から見える部分は3階以下	道路面は両隣の家屋と連続	道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	道路に面する意匠	低層階の外壁に石貼り等の自然素材	屋根以外の色彩 自然景観と調和	歴史的町並みと調和	沿道の町並みに調和	市街地の町並みに調和	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 門	塀	生垣	土塀	道路に面する建具は和風の意匠	塀の高さは1.8mから2.5m以内	門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
祇園町南側地区	35	○ A						○※8					○							○	○※11		
宮川町地区	35	○ B-1						○※8					○								○※11 B-2		
八坂通地区	35	○ C-1						○※8					○								○※11	○	C-2 C-3 C-4
上京小川歴史的景観保全修景地区	36							○※9	×				○							○			D-1 D-2
伏見南浜界わい景観整備地区	37		○	○									○			○※12	○※12						
三条通界わい景観整備地区	38		○										○										
上賀茂郷界わい景観整備地区	39		○ 外構含む										○				○※13		○				
千両ヶ辻界わい景観整備地区	40	○※4 F	○				○※4		×※10				○			○※13	○※13						
上京北野界わい景観整備地区	41	○※4 G-1	○				○※4	○※4 G-2	×※10				○			○※13	○※13					○※4	
西京樫原 街道北、街道南地区	42		○										○			○	○	○					
西京樫原 街道沿い地区	42	○	○			○※4	○	○※9	×※10	○ H-2			○			○	○	○					
本願寺・東寺界わい景観整備地区	43		○	○						○※16 I-3 I-4			○			○	○						
御池通	44	○ J			○						○			○									
四条通	45	○ J			○						○			○									
五条通	46	○ J			○						○			○									
河原町通	47	○ J			○						○			○									
烏丸通	48	○ J			○						○			○									
堀川通	49	○ J			○						○			○									
三条通	50												○			○	○						
小山	51					○									○	○※12	○※12	○※12					
高野	52					○									○	○※12	○※12	○※12					
西ノ京	53					○									○	○※12	○※12	○※12					
壬生・朱雀	54					○									○	○※12	○※12	○※12					
京都駅周辺	55					○									○	○※12	○※12	○※12					
西七条・唐橋	56					○									○	○※12	○※12	○※12					
北山・白川通	57					○								○									
西大路・北大路	58					○								○									
その他沿道	59					○								○									
衣掛けの道	60											○				○※12	○※12	○※12					

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁（柱含む）としない
・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない
※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）
※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものにあってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-宮川町地区】
B-1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B-2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-八坂通地区】
C-1:八坂通りより90cm以上
C-2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C-3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C-4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つ
【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D-1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D-2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下
【三条通界わい景観整備地区】
E-1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E-2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない
【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上
【上京北野界わい景観整備地区】
G-1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G-2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
【西京樫原界わい景観整備地区-街道沿い地区】
H-1:道路境界より3.6m以上
H-2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける
【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I-1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I-2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I-3:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で道路に面する1階と2階に地区の特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I-4:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で二道路に面する場合、各々に正面性を図る形態意匠とする。ただし東寺周辺地区は除く
【沿道型美観地区-都心部幹線地区】
J:東堀川通の4階以上の外壁面を3階以下の外壁面から1m以上後退

建築地域環境研究所作成 平成19年8月28日

中高層建築物		別表	備考	地図番号	屋根										屋根材等					軒・庇							外壁等																					屋根以外の色彩				その他							
					勾配※1				特定勾配				塔屋	道路に面し切妻平入り※2	日本瓦	金属板	銅板	同等の風情を有するもの	地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮	道路に面する部分に特定勾配の軒庇						1階庇等の先端が道路から離れない	道路からの十分な後退又は外壁面の分節	和風を基調					圧迫感の低減	水平方向を強調	3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上）			道路に面する3階（4階）以上の外壁面を後退	歴史的町並みや伝統的建造物と調和	歴史遺産との調和	都心部の幹線沿道の良好な景観との調和	地域の景観特性を生かし、良好な町並景観との調和	道路から見える部分は3階以下	道路面は両隣の家屋と連続	道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	道路に面する意匠	低層階の外壁に石貼り等の自然素材	自然景観と調和	歴史的町並みと調和	沿道の町並みに調和	市街地の町並みに調和	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる				道路に面する建具は和風の意匠	塀の高さは1.8mから2.5m以内	門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
					軒の出90cm以上	軒の出60cm以上	けらばの出30cm以上	その他	軒の出90cm以上	軒の出60cm以上	けらばの出30cm以上	その他								軒の出60cm以上 1階外壁	軒の出60cm以上 2階外壁	軒の出60cm以上 その他	軒の出90cm以上 1階外壁	軒の出90cm以上 2階外壁	軒の出90cm以上 その他				真壁造り	当該地区の歴史的名建造物の建築様式を継承	道路及び河川に面する外壁	道路から見える側壁面（特に3階以上）含む			河川に面する外壁	道路に面する外壁	道路境界から2m以上後退															門	塀	生垣	土塀				
建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区	修1	北部	①		○									○	○		○									○						○															○											
			西部	②		○									○	○		○									○						○															○											
			伏見・山科	③		○									○	○		○									○						○															○											
	山並み背景型建造物修景地区	修2	北山周辺	④				○又は※3											○								○						○															○											
			太秦周辺	⑤				○又は※3											○								○						○															○											
			西山周辺	⑥				○又は※3											○								○						○															○											
			右京の里	⑦				○又は※3											○								○						○															○											
	岸辺型建造物修景地区	修3	桂川	⑧				○又は※3											○								○						○															○											
	町並み型建造物修景地区	修4	葛野周辺	⑨				○又は※3											○								○						○																		○								
			吉祥院周辺	⑩				○又は※3											○								○						○																		○								
			九条周辺	⑪				○又は※3											○								○						○																		○								
			竹田周辺	⑫				○又は※3											○								○						○																		○								
			久世・久我・羽束師	⑬				○又は※3											○								○						○																		○								
			淀・横大路	⑭				○又は※3											○								○						○																		○								
			伏見桃山・向島	⑮				○又は※3											○								○						○																		○								
			山科	⑯				○又は※3											○								○						○																		○								

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁（柱含む）としない
・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない

※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、
景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）

※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものに
あってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-宮川町地区】
B-1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B-2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、
川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること

【祇園町南歴史的景観保全修景地区-八坂通地区】
C-1:八坂通りより90cm以上
C-2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C-3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C-4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、
軒先が連続する町並み景観を保つ
【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D-1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを
超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D-2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下

【三条通界わい景観整備地区】
E-1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに
代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E-2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない
【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上

【上京北野界わい景観整備地区】
G-1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G-2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する
場合は、塀又は柵を設ける
【西京樫原界わい景観整備地区-街道沿い地区】
H-1:道路境界より3.6m以上
H-2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける

【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I-1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに
面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I-2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I-3:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で道路に面する1階と2階に地区の
特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I-4:道路の交差点又は公共的な施設の周辺で二道路に面する場合、各々に
正面性を図る形態意匠とする。ただし東寺周辺地区は除く
【沿道型美観地区-都心部幹線地区】
J:東堀川通の4階以上の外壁面を3階以下の外壁面から1m以上後退

低層建築物

屋根

区分	地区	細区分	別表	地図番号	勾配※1 軒の出90cm以上	勾配※1 軒の出60cm以上	勾配※1 けらばの出30cm以上	勾配※1 その他	特定勾配 軒の出90cm以上	特定勾配 軒の出60cm以上	特定勾配 けらばの出30cm以上	特定勾配 その他	塔屋	道路に面し切妻平入り※2
美観地区	山ろく型美観地区		1	1〜4		○	○						×	
美観地区	山並み背景型美観地区		2	5〜8		○	○						×	
美観地区	岸辺型美観地区		3	9〜17		○	○						×	
美観地区	旧市街地型美観地区		4	18〜26						○ ※1			×	
美観地区	歴史遺産型美観地区	一般地区	5	27〜33						○ ※1	○ ※1		×	
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	6	34						○				○
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区 祇園町南側地区	7	35					○					○
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区 宮川町地区	7	35					○					○
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区 八坂通地区	7	35					○					○
美観地区	歴史遺産型美観地区	上京小川歴史的景観保全修景地区	8	36						○				○
美観地区	歴史遺産型美観地区	伏見南浜界わい景観整備地区	9	37						○ ※3				
美観地区	歴史遺産型美観地区	三条通界わい景観整備地区	10	38						○				
美観地区	歴史遺産型美観地区	上賀茂郷界わい景観整備地区	11	39						○	○			
美観地区	歴史遺産型美観地区	千両ヶ辻界わい景観整備地区	12	40						○				○ ※4
美観地区	歴史遺産型美観地区	上京北野界わい景観整備地区	13	41						○				○
美観地区	歴史遺産型美観地区	西京樫原界わい景観整備地区 街道北、街道南地区	14	42								○		
美観地区	歴史遺産型美観地区	西京樫原界わい景観整備地区 街道沿い地区	14	42						○				○
美観地区	歴史遺産型美観地区	本願寺・東寺界わい景観整備地区	15	43					○ ※4	○				○
美観地区	沿道型美観地区	都心部幹線地区	16	44〜49				○又は※3					×	
美観地区	沿道型美観地区	三条通地区	16	50		○							×	
美観形成地区	市街地型美観形成地区		17	51〜56				○					×	
美観形成地区	沿道型美観形成地区	幹線地区	18	57〜59				○					×	
美観形成地区	沿道型美観形成地区	衣掛けの道地区	18	60				○					×	
建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区		修1	①〜③		○	○							
建造物修景地区	山並み背景型建造物修景地区		修2	④〜⑦				○又は※3						
建造物修景地区	岸辺型建造物修景地区		修3	⑧		○	○							
建造物修景地区	町並み型建造物修景地区		修4	⑨〜⑯				○又は※3						

屋根材等・軒・庇

地区	日本瓦	金属板	銅板	同等の風情を有するもの	地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮	道路に面する部分に特定勾配の軒庇 軒の出60cm以上 1階外壁	軒の出60cm以上 2階外壁	軒の出60cm以上 その他	軒の出90cm以上 1階外壁	軒の出90cm以上 2階外壁	軒の出90cm以上 その他	1階庇等の先端が道路から離れない
山ろく型美観地区	○	○		○								
山並み背景型美観地区	○	○		○								
岸辺型美観地区	○	○		○								
旧市街地型美観地区	○	○		○		○	○					
一般地区	○		○	○		○	○					
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	○		○	○		○ ※5						
祇園町南側地区	○		○	○							○ ※5	
宮川町地区	○		○	○				○ ※5				
八坂通地区	○		○	○							○ ※5	
上京小川歴史的景観保全修景地区	○		○	○					○ ※5			
伏見南浜界わい景観整備地区	○	○		○							○ ※5	
三条通界わい景観整備地区	○	○		○								
上賀茂郷界わい景観整備地区	○		○	○					○	○		
千両ヶ辻界わい景観整備地区	○		○	○					○	○		
上京北野界わい景観整備地区	○		○	○					○	○		
街道北、街道南地区	○		○	○					○	○		
街道沿い地区	○		○	○					○	○		
本願寺・東寺界わい景観整備地区	○	○		○					○ I-1	○ I-1		○ ※6
都心部幹線地区					○							
三条通地区	○	○		○					○	○		
市街地型美観形成地区	○	○		○								
幹線地区					○							
衣掛けの道地区	○	○		○					○	○		
山ろく型建造物修景地区	○	○		○								
山並み背景型建造物修景地区	○	○		○								
岸辺型建造物修景地区	○	○		○								
町並み型建造物修景地区					○							

外壁等

地区	道路からの十分な後退又は外壁面の分節	和風を基調	真壁造り	当該地区の歴史的建築様式を継承	道路及び河川に面する外壁	道路から見える側壁面(特に3階以上)含む	圧迫感の低減	水平方向を強調	3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退(90cm以上) 河川に面する外壁	道路に面する外壁	道路境界から2m以上後退	道路に面する外壁面を3階(4階)以上の後退	歴史的町並みや伝統的建造物と調和	歴史遺産との調和	都心部の幹線沿道の良好な景観と調和	地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観との調和	道路から見える部分は3階以下	道路面は両隣の家屋と連続	道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	道路に面する意匠	低層階の外壁に石貼り等の自然素材
山ろく型美観地区	○	○					○														
山並み背景型美観地区	○						○														
岸辺型美観地区							○	○	○ ※7												
旧市街地型美観地区										○ ※7			○								
一般地区										○ ※7			○								
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区			○	○							○							○ ※8			
祇園町南側地区			○	○						○		○ A						○ ※8			
宮川町地区			○	○						○		○ B-1						○ ※8			
八坂通地区			○	○						○		○ C-1						○ ※8			
上京小川歴史的景観保全修景地区			○	○		○				○								○ ※9	×		
伏見南浜界わい景観整備地区					○					○ ※4			○	○							
三条通界わい景観整備地区	○ ※4 E-1									○ E-2			○								
上賀茂郷界わい景観整備地区		○ ※6								○ ※4			○ 外構含む								
千両ヶ辻界わい景観整備地区		○ ※4						○		○		○ ※4 F	○						× ※10		
上京北野界わい景観整備地区		○ ※4	○ ※4			○ ※4		○		○		○ ※4 G-1	○				○ ※4	○ ※4 G-2	× ※10		
街道北、街道南地区										○			○								
街道沿い地区			○							○ H-1			○			○ ※4	○	○ ※9	× ※10	○ H-2	
本願寺・東寺界わい景観整備地区		○						○		○ ※4 I-2			○						× ※10	○ ※16 I-3 I-4	
都心部幹線地区															○						
三条通地区		○								○ ※7											
市街地型美観形成地区	○						○						○								
幹線地区																○					
衣掛けの道地区	○	○					○														
山ろく型建造物修景地区	○	○					○														
山並み背景型建造物修景地区	○						○														
岸辺型建造物修景地区	○						○														
町並み型建造物修景地区	○						○														

屋根以外の色彩・その他

地区	自然景観と調和	歴史的町並みと調和	沿道の町並みに調和	市街地の町並みに調和	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 門	塀	生垣	土塀	道路に面する建具は和風の意匠	塀の高さは1.8mから2.5m以内	門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
山ろく型美観地区	○				○	○	○					
山並み背景型美観地区	○				○	○	○					
岸辺型美観地区	○				○	○	○					
旧市街地型美観地区		○			○	○						
一般地区		○			○ ※12	○ ※12						
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		○							○	○ ※11		
祇園町南側地区		○							○	○ ※11		
宮川町地区		○								○ ※11 B-2		
八坂通地区		○								○ ※11	○	C-2 C-3 C-4
上京小川歴史的景観保全修景地区		○							○			D-1 D-2
伏見南浜界わい景観整備地区		○			○ ※12	○ ※12						
三条通界わい景観整備地区		○										
上賀茂郷界わい景観整備地区		○				○ ※13		○				
千両ヶ辻界わい景観整備地区		○			○ ※13	○ ※13						
上京北野界わい景観整備地区		○			○ ※13	○ ※13					○ ※4	
街道北、街道南地区		○			○	○	○					
街道沿い地区		○			○	○	○					
本願寺・東寺界わい景観整備地区		○			○	○						
都心部幹線地区			○									
三条通地区		○										
市街地型美観形成地区				○								
幹線地区			○									
衣掛けの道地区	○											
山ろく型建造物修景地区	○											
山並み背景型建造物修景地区	○											
岸辺型建造物修景地区	○											
町並み型建造物修景地区				○								

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁（柱含む）としない
・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない
※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）
※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものにあってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−宮川町地区】
B−1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B−2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること
【祇園町南歴史的景観保全修景地区−八坂通地区】
C−1:八坂通りより90cm以上
C−2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C−3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C−4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つ
【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D−1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D−2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下
【三条通界わい景観整備地区】
E−1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E−2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない
【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上
【上京北野界わい景観整備地区】
G−1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G−2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
【西京樫原界わい景観整備地区−街道沿い地区】
H−1:道路境界より3.6m以上
H−2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける
【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I−1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I−2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I−3:道路の交差点で道路に面する1階と2階に地区の特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I−4:道路の交差点で二道路に面する場合各々に正面性を図る形態意匠とするただし八条通以南は除く

低層建築物

区分	地区	別表	備考	地図番号	屋根 勾配※1 軒の出90cm以上	屋根 勾配※1 軒の出60cm以上	屋根 勾配※1 けらばの出30cm以上	屋根 勾配※1 その他	屋根 特定勾配 軒の出90cm以上	屋根 特定勾配 軒の出60cm以上	屋根 特定勾配 けらばの出30cm以上	屋根 特定勾配 その他	屋根 塔屋	屋根 道路に面し切妻平入り※2	屋根材等 日本瓦	屋根材等 金属板	屋根材等 銅板	屋根材等 同等の風情を有するもの	屋根材等 地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮
美観地区	山ろく型美観地区	1	北白川・銀閣寺周辺	1		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山ろく型美観地区	1	渋谷・馬町	2		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山ろく型美観地区	1	今熊野・泉涌寺周辺	3		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山ろく型美観地区	1	本町筋・稲荷山周辺	4		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山並み背景型美観地区	2	下鴨神社周辺(2)	5		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山並み背景型美観地区	2	田中・吉田	6		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山並み背景型美観地区	2	京都大学周辺	7		○	○						×		○	○		○	
美観地区	山並み背景型美観地区	2	聖護院・吉田山周辺	8		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	哲学の道	9		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	岡崎・疎水	10		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	白川・疎水	11		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	鴨川東(1)	12		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	鴨川東(2)	13		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	鴨川西(1)	14		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	鴨川西(2)	15		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	高瀬川	16		○	○						×		○	○		○	
美観地区	岸辺型美観地区	3	濠川・宇治川派流	17		○	○						×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	西陣	18						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	御所周辺	19						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	鴨東	20						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	鴨川	21						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	二条城周辺	22						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	職住共存(1)	23						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	職住共存(2)	24						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	本願寺周辺	25						○※1			×		○	○		○	
美観地区	旧市街地型美観地区	4	伏見	26						○※1			×		○	○		○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	下鴨神社周辺(1)	27						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	御所	28						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	二条城	29						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	先斗町	30						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	祇園・清水寺周辺	31						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	本願寺	32						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 一般地区	5	東寺	33						○※1	○※1		×		○		○	○	
美観地区	歴史遺産型美観地区 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	6		34						○				○	○		○	○	

地図番号	軒・庇 道路に面する部分に特定勾配の軒庇 軒の出60cm以上 1階外壁	軒の出60cm以上 2階外壁	軒の出60cm以上 その他	軒の出90cm以上 1階外壁	軒の出90cm以上 2階外壁	軒の出90cm以上 その他	1階庇等の先端が道路から離れない	外壁等 道路からの十分な後退又は外壁面の分節	和風を基調	和風を基調 真壁造り	和風を基調 当該地区の歴史的名建造物の建築様式を継承	和風を基調 道路及び河川に面する外壁	和風を基調 道路から見える側壁面（特に3階以上）含む	圧迫感の低減	水平方向を強調	3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退(90cm以上) 河川に面する外壁	3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退(90cm以上) 道路に面する外壁	道路境界から2m以上後退	道路に面する3階（4階）以上の外壁面を後退	歴史的町並みや伝統的建造物と調和	歴史遺産との調和	都心部の幹線沿道の良好な景観との調和	地域の景観特性を生かし、良好な町並景観との調和	道路から見える部分は3階以下	道路面は両隣の家屋と連続	道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	道路に面する意匠	低層階の外壁に石貼り等の自然素材
1								○	○					○														
2								○	○					○														
3								○	○					○														
4								○	○					○														
5								○						○														
6								○						○														
7								○						○														
8								○						○														
9														○	○	○※7												
10														○	○	○※7												
11														○	○	○※7												
12														○	○	○※7												
13														○	○	○※7												
14														○	○	○※7												
15														○	○	○※7												
16														○	○	○※7												
17														○	○	○※7												
18	○	○															○※7			○								
19	○	○															○※7			○								
20	○	○															○※7			○								
21	○	○															○※7			○								
22	○	○															○※7			○								
23	○	○															○※7			○								
24	○	○															○※7			○								
25	○	○															○※7			○								
26	○	○															○※7			○								
27	○	○															○※7			○								
28	○	○															○※7			○								
29	○	○															○※7			○								
30	○	○															○※7			○								
31	○	○															○※7			○								
32	○	○															○※7			○								
33	○	○															○※7			○								
34	○※5									○	○							○							○※8			

地図番号	屋根以外の色彩 自然景観と調和	歴史的町並みと調和	沿道の町並みに調和	市街地の町並みに調和	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 門	塀	生垣	土塀	道路に面する建具は和風の意匠	塀の高さは1.8mから2.5m以内	門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
1	○				○	○	○					
2	○				○	○	○					
3	○				○	○	○					
4	○				○	○	○					
5	○				○	○	○					
6	○				○	○	○					
7	○				○	○	○					
8	○				○	○	○					
9	○				○	○	○					
10	○				○	○	○					
11	○				○	○	○					
12	○				○	○	○					
13	○				○	○	○					
14	○				○	○	○					
15	○				○	○	○					
16	○				○	○	○					
17	○				○	○	○					
18		○			○	○						
19		○			○	○						
20		○			○	○						
21		○			○	○						
22		○			○	○						
23		○			○	○						
24		○			○	○						
25		○			○	○						
26		○			○	○						
27		○			○※12	○※12						
28		○			○※12	○※12						
29		○			○※12	○※12						
30		○			○※12	○※12						
31		○			○※12	○※12						
32		○			○※12	○※12						
33		○			○※12	○※12						
34		○			○※12	○※12			○	○※11		

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁（柱含む）としない
・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない
※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）
※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものにあってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞

【祇園町南歴史的景観保全修景地区−祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上

【祇園町南歴史的景観保全修景地区−宮川町地区】
B−1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B−2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること

【祇園町南歴史的景観保全修景地区−八坂通地区】
C−1:八坂通りより90cm以上
C−2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C−3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C−4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つ

【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D−1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D−2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下

【三条通界わい景観整備地区】
E−1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E−2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない

【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上

【上京北野界わい景観整備地区】
G−1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G−2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける

【西京樫原界わい景観整備地区−街道沿い地区】
H−1:道路境界より3.6m以上
H−2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける

【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I−1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I−2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I−3:道路の交差点で道路に面する1階と2階に地区の特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I−4:道路の交差点で二道路に面する場合各々に正面性を図る形態意匠とする ただし八条通以南は除く

建築地域環境研究所作成 平成19年8月28日

低層建築物

区分	種別	地区	細区分	別表	備考	地図番号	屋根										屋根材等				
							勾配※1				特定勾配				塔屋	道路に面し切妻平入り※2	日本瓦	金属板	銅板	同等の風情を有するもの	地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮
							軒の出90cm以上	軒の出60cm以上	けらばの出30cm以上	その他	軒の出90cm以上	軒の出60cm以上	けらばの出30cm以上	その他							
美観地区	歴史遺産型美観地区	祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区	7		35					○					○	○		○	○	
			宮川町地区	7		35					○					○	○		○	○	
			八坂通地区	7		35					○					○	○		○	○	
		上京小川歴史的景観保全修景地区		8		36						○				○	○		○	○	
		伏見南浜界わい景観整備地区		9		37						○※3					○	○		○	
		三条通界わい景観整備地区		10		38						○					○	○		○	
		上賀茂郷界わい景観整備地区		11		39						○	○				○		○	○	
		千両ヶ辻界わい景観整備地区		12		40						○				○※4	○		○	○	
		上京北野界わい景観整備地区		13		41						○				○	○		○	○	
		西京樫原界わい景観整備地区	街道北、街道南地区	14		42								○			○		○	○	
			街道沿い地区	14		42						○				○	○		○	○	
		本願寺・東寺界わい景観整備地区		15		43					○※4	○				○	○	○		○	
	沿道型美観地区	都心部幹線地区		16	御池通	44				○又は※3					×						○
					四条通	45				○又は※3					×						○
					五条通	46				○又は※3					×						○
					河原町通	47				○又は※3					×						○
					烏丸通	48				○又は※3					×						○
					堀川通	49				○又は※3					×						○
		三条通地区			三条通	50		○							×		○	○		○	
美観形成地区	市街地型美観形成地区			17	小山	51				○					×		○	○		○	
					高野	52				○					×		○	○		○	
					西ノ京	53				○					×		○	○		○	
					壬生・朱雀	54				○					×		○	○		○	
					京都駅周辺	55				○					×		○	○		○	
					西七条・唐橋	56				○					×		○	○		○	
	沿道型美観形成地区	幹線地区		18	北山・白川通	57				○					×						○
					西大路・北大路	58				○					×						○
					その他沿道	59				○					×						○
		衣掛けの道地区			衣掛けの道	60				○					×		○	○		○	

地区	細区分・備考	地図番号	軒・庇							外壁等																				
			道路に面する部分に特定勾配の軒庇							道路からの十分な後退又は外壁面の分節	和風を基調					圧迫感の低減	水平方向を強調	3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退(90cm以上)		道路境界から2m以上後退	道路に面する外壁面を3階（4階）以上後退	歴史的町並みや伝統的建造物と調和	歴史遺産との調和	都心部の幹線沿道の良好な景観との調和	地域の景観特性を生かし、良好な町並との調和	道路から見える部分は3階以下	道路面は両隣の家屋と連続	道路面の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等	道路に面する意匠	低層階の外壁に石貼り等の自然素材
			軒の出60cm以上			軒の出90cm以上			1階庇等の先端が道路から離れない			真壁造り	当該地区の歴史的名建造物の建築様式を継承	道路及び河川に面する外壁	道路から見える側壁面（特に3階以上）含む			河川に面する外壁	道路に面する外壁											
			1階外壁	2階外壁	その他	1階外壁	2階外壁	その他																						
祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区	35						○※5				○	○						○		○A						○※8			
祇園町南歴史的景観保全修景地区	宮川町地区	35			○※5							○	○						○		○B-1						○※8			
祇園町南歴史的景観保全修景地区	八坂通地区	35						○※5				○	○						○		○ C-1						○※8			
上京小川歴史的景観保全修景地区		36				○※5						○	○		○				○								○※9	×		
伏見南浜界わい景観整備地区		37						○※5						○					○※4			○	○							
三条通界わい景観整備地区		38								○※4 E-1									○E-2			○								
上賀茂郷界わい景観整備地区		39				○	○				○※6								○※4			○外構含む								
千両ヶ辻界わい景観整備地区		40				○	○				○※4						○		○		○※4 F	○						×※10		
上京北野界わい景観整備地区		41				○	○				○※4	○※4			○※4		○		○		○※4 G-1	○				○※4	○※4 G-2	×※10		
西京樫原界わい景観整備地区	街道北、街道南地区	42				○	○												○			○								
西京樫原界わい景観整備地区	街道沿い地区	42				○	○					○							○ H-1			○			○※4	○	○※9	×※10	○H-2	
本願寺・東寺界わい景観整備地区		43				○I-1	○I-1		○※6		○						○		○※4 I-2			○						×※10	○※16 I-3 I-4	
都心部幹線地区	御池通	44																						○						
都心部幹線地区	四条通	45																						○						
都心部幹線地区	五条通	46																						○						
都心部幹線地区	河原町通	47																						○						
都心部幹線地区	烏丸通	48																						○						
都心部幹線地区	堀川通	49																						○						
三条通地区	三条通	50				○	○				○								○※7											
市街地型美観形成地区	小山	51								○						○						○								
市街地型美観形成地区	高野	52								○						○						○								
市街地型美観形成地区	西ノ京	53								○						○						○								
市街地型美観形成地区	壬生・朱雀	54								○						○						○								
市街地型美観形成地区	京都駅周辺	55								○						○						○								
市街地型美観形成地区	西七条・唐橋	56								○						○						○								
幹線地区	北山・白川通	57																							○					
幹線地区	西大路・北大路	58																							○					
幹線地区	その他沿道	59																							○					
衣掛けの道地区	衣掛けの道	60				○	○			○	○					○														

地区	細区分・備考	地図番号	屋根以外の色彩				その他							
			自然景観と調和	歴史的町並みと調和	沿道の町並みに調和	市街地の町並みに調和	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる				道路に面する建具は和風の意匠	塀の高さは1.8mから2.5m以内	門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
							門	塀	生垣	土塀				
祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区	35		○							○	○※11		
祇園町南歴史的景観保全修景地区	宮川町地区	35		○								○※11 B-2		
祇園町南歴史的景観保全修景地区	八坂通地区	35		○								○※11	○	C-2 C-3 C-4
上京小川歴史的景観保全修景地区		36		○							○			D-1 D-2
伏見南浜界わい景観整備地区		37		○			○※12	○※12						
三条通界わい景観整備地区		38		○										
上賀茂郷界わい景観整備地区		39		○				○※13		○				
千両ヶ辻界わい景観整備地区		40		○			○※13	○※13						
上京北野界わい景観整備地区		41		○			○※13	○※13					○※4	
西京樫原界わい景観整備地区	街道北、街道南地区	42		○			○	○	○					
西京樫原界わい景観整備地区	街道沿い地区	42		○			○	○	○					
本願寺・東寺界わい景観整備地区		43		○			○	○						
都心部幹線地区	御池通	44			○									
都心部幹線地区	四条通	45			○									
都心部幹線地区	五条通	46			○									
都心部幹線地区	河原町通	47			○									
都心部幹線地区	烏丸通	48			○									
都心部幹線地区	堀川通	49			○									
三条通地区	三条通	50		○										
市街地型美観形成地区	小山	51				○								
市街地型美観形成地区	高野	52				○								
市街地型美観形成地区	西ノ京	53				○								
市街地型美観形成地区	壬生・朱雀	54				○								
市街地型美観形成地区	京都駅周辺	55				○								
市街地型美観形成地区	西七条・唐橋	56				○								
幹線地区	北山・白川通	57			○									
幹線地区	西大路・北大路	58			○									
幹線地区	その他沿道	59			○									
衣掛けの道地区	衣掛けの道	60	○											

＜共通の基準＞

1.屋根の色彩
- ・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
- ・銅板は、素材色又は緑青色とすること
- ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒

2.塔屋等
- ・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする

3.外壁
- ・傾斜した壁（柱含む）としない
- ・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）

4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする

5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる

6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる

7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない

※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）

※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものにあってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞

【祇園町南歴史的景観保全修景地区−祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上

【祇園町南歴史的景観保全修景地区−宮川町地区】
B−1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B−2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること

【祇園町南歴史的景観保全修景地区−八坂通地区】
C−1:八坂通りより90cm以上
C−2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C−3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C−4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つ

【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D−1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D−2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下

【三条通界わい景観整備地区】
E−1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E−2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない

【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上

【上京北野界わい景観整備地区】
G−1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G−2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける

【西京樫原界わい景観整備地区−街道沿い地区】
H−1:道路境界より3.6m以上
H−2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける

【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I−1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I−2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I−3:道路の交差点で道路に面する1階と2階に地区の特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I−4:道路の交差点で二道路に面する場合各々に正面性を図る形態意匠とする ただし八条通以南は除く

低層建築物		別表	備考	地図番号	屋根 勾配※1 軒の出90cm以上	屋根 勾配※1 軒の出60cm以上	屋根 勾配※1 けらばの出30cm以上	屋根 勾配※1 その他	屋根 特定勾配 軒の出90cm以上	屋根 特定勾配 軒の出60cm以上	屋根 特定勾配 けらばの出30cm以上	屋根 特定勾配 その他	屋根 塔屋	屋根 道路に面し切妻平入り※2	屋根材等 日本瓦	屋根材等 金属板	屋根材等 銅板	屋根材等 同等の風情を有するもの	屋根材等 地域特性を踏まえ良好な屋上の景観に配慮	軒・庇 道路に面する部分に特定勾配の軒庇 軒の出60cm以上 1階外壁	軒・庇 軒の出60cm以上 2階外壁	軒・庇 軒の出60cm以上 その他	軒・庇 軒の出90cm以上 1階外壁	軒・庇 軒の出90cm以上 2階外壁	軒・庇 軒の出90cm以上 その他	軒・庇 1階庇等の先端が道路から離れない
建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区	修1	北部	①		○	○								○	○		○								
			西部	②		○	○								○	○		○								
			伏見・山科	③		○	○								○	○		○								
	山並み背景型建造物修景地区	修2	北山周辺	④				○又は※3							○	○		○								
			太秦周辺	⑤				○又は※3							○	○		○								
			西山周辺	⑥				○又は※3							○	○		○								
			右京の里	⑦				○又は※3							○	○		○								
	岸辺型建造物修景地区	修3	桂川	⑧		○	○								○	○		○								
	町並み型建造物修景地区	修4	葛野周辺	⑨				○又は※3											○							
			吉祥院周辺	⑩				○又は※3											○							
			九条周辺	⑪				○又は※3											○							
			竹田周辺	⑫				○又は※3											○							
			久世・久我・羽束師	⑬				○又は※3											○							
			淀・横大路	⑭				○又は※3											○							
			伏見桃山・向島	⑮				○又は※3											○							
			山科	⑯				○又は※3											○							

低層建築物		別表	備考	地図番号	外壁等 道路面の分節	外壁等 和風を基調	外壁等 真壁造り	外壁等 当該地区の歴史的建築様式を継承した建造物	外壁等 道路及び河川に面する外壁	外壁等 道路から見える側壁面（特に3階以上を含む）	外壁等 圧迫感の低減	外壁等 水平方向を強調	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上） 河川に面する外壁	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上） 道路に面する外壁	外壁等 3階以上の外壁面は1階の外壁面より後退（90cm以上） 道路境界から2m以上後退	外壁等 道路に面する3階（4階）以上の外壁面を後退	外壁等 歴史的町並みや伝統的建造物と調和	外壁等 歴史遺産との調和	外壁等 都心部の幹線沿道の良好な景観との調和	外壁等 地域の景観特性を生かし、良好な町並景観との調和	外壁等 道路から見える部分は3階以下	外壁等 道路面は両隣の家屋と連続	外壁等 道路面の外壁面から突出した物干し台・屋外階段等	外壁等 道路に面する意匠	外壁等 低層階の外壁に石貼り等の自然素材	屋根以外の色彩 自然景観と調和	屋根以外の色彩 歴史的町並みと調和	屋根以外の色彩 沿道の町並みに調和	屋根以外の色彩 市街地の町並みに調和
建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区	修1	北部	①	○	○					○													○			
			西部	②	○	○					○													○			
			伏見・山科	③	○	○					○													○			
	山並み背景型建造物修景地区	修2	北山周辺	④	○						○													○			
			太秦周辺	⑤	○						○													○			
			西山周辺	⑥	○						○													○			
			右京の里	⑦	○						○													○			
	岸辺型建造物修景地区	修3	桂川	⑧	○						○													○			
	町並み型建造物修景地区	修4	葛野周辺	⑨	○						○																○
			吉祥院周辺	⑩	○						○																○
			九条周辺	⑪	○						○																○
			竹田周辺	⑫	○						○																○
			久世・久我・羽束師	⑬	○						○																○
			淀・横大路	⑭	○						○																○
			伏見桃山・向島	⑮	○						○																○
			山科	⑯	○						○																○

低層建築物		別表	備考	地図番号	その他 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 門	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 塀	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 生垣	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合、下記を周囲の景観に調和させる 土塀	道路に面する建具は和風の意匠	塀の高さは1.8m以内	塀の高さは1.8mから2.5m以内	門及び塀の意匠形態は和風とし、ガラス面を露出しない	その他
建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区	修1	北部	①									
			西部	②									
			伏見・山科	③									
	山並み背景型建造物修景地区	修2	北山周辺	④									
			太秦周辺	⑤									
			西山周辺	⑥									
			右京の里	⑦									
	岸辺型建造物修景地区	修3	桂川	⑧									
	町並み型建造物修景地区	修4	葛野周辺	⑨									
			吉祥院周辺	⑩									
			九条周辺	⑪									
			竹田周辺	⑫									
			久世・久我・羽束師	⑬									
			淀・横大路	⑭									
			伏見桃山・向島	⑮									
			山科	⑯									

＜共通の基準＞
1.屋根の色彩
・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする
・銅板は、素材色又は緑青色とすること
・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒
2.塔屋等
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする
3.外壁
・傾斜した壁（柱含む）としない
・光沢のない材料を使用する（ガラス、自然素材を除く）
4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする
5.屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物本体と調和させる
6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と調和させる
7.自走式駐車場、駐輪場を設ける場合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮

※1屋上緑化等に良好な屋上の景観の形成に資するものはこの限りでない
※2道路が交わる敷地にあってはいずれかの道路とする
※3屋上のパラペットの形状により、勾配屋根に類似する工夫を施し、良好な屋上の景観形成に配慮されたものとすること
※4重要界わい整備地域のみ適用
※5道路に沿って和風の高塀等を設けることにより、1階壁面が道路から見えない場合はこの限りでない

※6道路沿いに和風意匠の塀等が設けられている場合はこの限りでない
※7河川・道路に面する外壁面を河川・道路から十分後退させ、かつ、河川・道路に沿って門・塀又は生垣等を設置することにより、景観に配慮した場合はこの限りでない
※8 1階の外壁面が原則として1.8m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※9 1階の外壁面が原則として3.6m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
※10やむを得ずこれらを設ける場合、建物と均整のある形態意匠とすること（重要界わい整備地域を除く）

※11ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.5mを超えるものにあってはその高さ以下とすること
※12河川に面する場合も含む
※13和風の意匠とすること

＜特記事項＞
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-祇園町南側地区】
A:花見小路より4m以上、その他通りより3m以上
【祇園町南歴史的景観保全修景地区-宮川町地区】
B-1:宮川町通より2.7m以上、その他通りより1.8m以上
B-2:建築物の敷地が宮川町通と川端通に面する場合は、川端通についてもこの規定を適合するよう配慮すること

【祇園町南歴史的景観保全修景地区-八坂通地区】
C-1:八坂通りより90cm以上
C-2:門の位置は塀の位置より道路から後退
C-3:塀は長大感を感じさせない意匠形態
C-4:1階上部の通り庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つ
【上京小川歴史的景観保全修景地区】
D-1:ただし、この規定が適用される際に現存する塀が2.0mを超えるものにあっては、その高さ以下とすること
D-2:道路に面して門及び塀等を設ける場合、高さは2m以下

【三条通界わい景観整備地区】
E-1:三条通に面する部分は、道路境界線から当該建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を十分に取り、活気と潤いのあるものとすること
E-2:近代洋風建築の形態意匠とする場合はこの限りでない
【千両が辻界わい景観整備地区】
F:道路境界より2.7m以上

【上京北野界わい景観整備地区】
G-1:上七軒より3.6m以上、道路境界より2.7m以上
G-2:1階の外壁面が原則として2.7m以上後退する場合は、塀又は柵を設ける
【西京樫原界わい景観整備地区-街道沿い地区】
H-1:道路境界より3.6m以上
H-2:旧山陰街道に面する敷地は当該街道側に主玄関口を設ける

【本願寺・東寺界わい景観整備地区】
I-1: 重要界わい整備地域で道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁面を優先し、八条通以南にあっては、大宮通側を優先
I-2: 道路が交わる敷地にあっては、東西の通りに面する外壁とする
I-3:道路の交差点で道路に面する1階と2階に地区の特色のある意匠を構成する要素を取り入れる
I-4:道路の交差点で二道路に面する場合各々に正面性を図る形態意匠とする ただし八条通以南は除く